泉区内の福祉活動を応援します！

令和6年度　福祉事業振興助成金　募集要項

**「福祉事業振興助成金」の趣旨**

「住みなれた地域において、安心して暮らしたい」という気持ちは、誰しもがもつ願いです。このような願いを叶えるには、公的な施策とともに、地域での共助活動がなければ成し得ることができません。

そこで、泉区民の方々等から寄せられた“寄附金”を財源に、地区社協・市社協泉区事務所と連携をし、誰もが心豊かに安心して暮らし続けられる地域福祉を実現していくことを目的とした様々な福祉活動に対して資金面で支援を行います。

（社福）仙台市社会福祉協議会　泉区事務所

〒 981-3133　仙台市泉区泉中央2-24-1　※仮事務所になります

TEL 372-1581　　FAX 372-8969

事業助成について

１ 助成対象事業

①　児童の豊かな心を醸成するための育成活動

②　障がい者の可能性を引き出し、地域生活を応援する活動

③　生きがいある老後を支援するための活動

④　地域の共助のしくみを促進する活動

上記①～④のいずれかをテーマとして、**地区社協又は団体が地区社協や泉区事務所との連携・協働を図り**実施する。いずれの事業も新型コロナウイルスの感染防止対策を仙台市のガイドラインに沿って行い、実施するものとする。

２ 助成対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 費　目 | 使　途 | 助成上限額 |
| 1 | 消耗品費 | 文房具代、テキスト･書籍代、  作業用具代、物品レンタル代、  コピー用紙代等 | 30,000円 |
| 2 | 食材・  茶菓代等 | 調理を伴う食事の食材費、サロンで提供する茶菓代等 | 実費 |
| 3 | 食事・弁当代 | 食事代、弁当代 | 1回1人当たり600円 |
| 4 | 印刷製本費 | チラシ等印刷代、コピー使用料 | あわせて20,000円 |
| 5 | 通信運搬費 | 電話・FAX使用料、  切手代、送料代 | １日当たり1,000円 |
| 6 | 光熱水費 | 電気代、水道代、ガス代 | １日当たり1,000円 |
| 7 | バス借上げ代 | 車両レンタル代、バス借上げ料、  燃料代、高速料 | １回当たり60,000円 |
| 8 | 交通費 | ボランティアの交通費  （バス代、鉄道運賃、ガソリン代） | あわせて10,000円 |
| 9 | 会場賃借料 | 会場借上げ料、入場料等 | 会場借上げ料：1日当たり10,000円  入場料等: 1回1人当たり500円  ※1,000円以内の入場料を対象とする。超える場合は助成対象経費から除外する。 |
| 10 | 講師謝金・  旅費 | 外部講師への謝金 | 1時間最大10,000円  交通費は実費 |
| 11 | 保険料 | ボランティア保険（宮城県）  行事保険（宮城県） | 保険加入想定最大料金の例  １人670円　（ボランティア保険天災プラン料金）  １人30円　　（行事保険Ａプラン料金） |

※**ただし、機材のみの申請や主催者の食事代、内部講師謝金、人件費及び費用弁償費、その他通常の団体運営にかかる経費と認められる費用は対象外とします。**

３ 助成金額

▼**１団体助成金上限額10万円（複数事業可）**

▼総助成金額400万円

４ 事業実施期間

　令和6年度実施事業

５ 申請団体

地区社協や仙台市社協泉区事務所と連携事業を行うボランティア団体・市民活動団体/NPO

６ 申請条件

(1)申請事業において、行政または他団体から資金助成がされていないこと。

　　例：地区社協の小地域福祉ネットワーク事業に包含される事業等

(2)地区社協や仙台市社協泉区事務所と連携、協働して取り組む事業に限る。

(3)ボランティア団体・市民活動団体/NPOは申請書類に地区社協会長確認が必要。

(4)同事業による申請は3回まで（平成３０年度を起点とする）、かつ、テーマを変えて申請する場合は1団体最大6回までの申請を限度とする。

　 ※「１助成対象事業」の同一テーマによる事業は同事業とみなします。

　 ※ただし、令和2年度事業については、新型コロナウイルスの影響を考慮し、3回のカウントから除外する。

(5)申請事業費総額の30％以上を自己資金（参加者負担金等を含む）で賄えること。

　※事業報告時においても自己資金が30％を超えていることを確認。

７ 募集受付期間

　令和6年1月４日（木）から令和6年２月2日（金）まで（消印有効）

８ 申請書類

　「福祉事業振興助成金申請書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、事業計画及び予算書等と一緒に提出してください。

９審査および結果通知

書類審査

審査結果については、審査終了後に各申請団体あてに書面にて通知します。

送金は4月中を予定しています。

※申請総額が総助成金額を超えた場合は、助成実績のない事業及び団体を優先します。

　※申請総額が総助成金額を超えた場合は、申請内容に減額対象項目がない団体も減額となる場合があります。

１０ 事業実施の留意事項

(1)助成事業の中止や内容に変更が生じた場合は、事前に書面にてご連絡ください。

(2)広報紙や各種資料などへの掲載は、本会の助成である旨を明記してください。

(3)申請内容と事実が異なる場合、事業実施報告が未提出の場合は全額返金していた

だきます。

(4)営利を目的とする事業及び団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦を目的とする事

業は対象となりません。

(5)決定した助成金は、団体名義の口座に振込みます。（個人名義不可）

(６)事業の中止や、規模縮小等により執行残額が生じる場合は、年度内にご返金いただきます。返金の可能性が生じた場合は早めにご相談ください。

１１ 事業実施報告について

助成事業終了後1か月以内に、下記様式を提出してください。

(1)事業実施報告書（様式2）

(2)事業収支報告書（様式3）※単一事業は様式3-①、複数事業は様式3-①及び②

　※ 報告した経費に係る**領収書（写）**を添付してください。

※ 事業の様子が分かる写真を２～３枚を添付してください。

　 また、下記の場合も所定の様式提出が必要ですので、早めにご相談ください。

(3)申請取下書（様式4）…振込前に本助成金を必要としなくなった場合。

(4)辞退届（様式5）………振込後に本助成金を必要としなくなった場合。

(5)返金届（様式6）………執行残金が生じた場合。様式2、3と併せて提出。

【 提出・問い合わせ先 】

(社福) 仙台市社会福祉協議会 泉区事務所

〒981-3133　泉区泉中央2-24-1　　☎ 372-1581

（※泉社会福祉センターの大規模改修工事に伴い、現在、仮事務所に移転して

おります）

本会ホームページから申請関係書類がダウンロードできます。

（http：//www.shakyo‐sendai.or.jp）　　　　　　※1月上旬アップロード